

議案第87号

幕別町水道事業給水条例等の一部を改正する条例

(幕別町水道事業給水条例の一部改正)

第1条 幕別町水道事業給水条例（平成10年条例第16号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項に次のただし書を加える。

ただし、災害その他非常の場合において、管理者が他の水道事業者（法第3条第5項に規定する水道事業者をいう。以下同じ。）又は他の水道事業者が法第16条の2第1項の指定をした者が給水装置工事を施行する必要があると認めるときは、この限りでない。

(幕別町簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例)

第2条 幕別町簡易水道事業給水条例（平成10年条例第17号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項に次のただし書を加える。

ただし、災害その他非常の場合において、管理者が他の水道事業者（法第3条第5項に規定する水道事業者をいう。以下同じ。）又は他の水道事業者が法第16条の2第1項の指定をした者が給水装置工事を施行する必要があると認めるときは、この限りでない。

(幕別町公共下水道条例の一部を改正する条例)

第3条 幕別町公共下水道条例（昭和58年条例第32号）の一部を次のように改正する。

第7条に次のただし書を加える。

ただし、災害その他非常の場合において、管理者が他の市町村長の指定を受けた者に工事を行わせる必要があると認めるときは、この限りでない。

(幕別町個別排水処理施設管理条例の一部を改正する条例)

第4条 幕別町個別排水処理施設管理条例（平成7年条例第28号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項に次のただし書を加える。

ただし、災害その他非常の場合において、管理者が他の市町村長の指定を受けた者に工事を行わせる必要があると認めるときは、この限りでない。

(幕別町農業集落排水処理施設管理条例の一部を改正する条例)

第5条 幕別町農業集落排水処理施設管理条例(平成17年条例第106号)の一部を次のように改正する。

第8条に次のただし書を加える。

ただし、災害その他非常の場合において、管理者が他の市町村長の指定を受けた者に工事を行わせる必要があると認めるときは、この限りでない。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。